公園等一時占用によるイベント開催時の注意事項(配布用)

公園等を一時占用してイベントの開催を計画する際は、開催希望日の3ヶ月前までに下記によりご相談ください。

記

(1)企画書

相談時には、下記について記載した企画書を提出してください。

• 開催日時

設営から撤収(清掃を含む)までが占用期間となります。 ※事前に、他のイベント等占用の有無を確認してください。

• イベント概要

イベント名、趣旨、スタッフ数、管理責任者および連絡先

• 設営計画

テントやステージの数とその配置図、電源使用の場合は発電方法、客席を設ける場合には避難通路の確保(東京都火災予防条例による基準有)、既存の駐輪場で収まらない集客を見込む場合には臨時駐輪場の設置位置、関係車両の臨時駐車場及び台数、仮設トイレを設置する場合には配置図などを計画に盛り込んでお示しください。

• 音量対策

拡声機等を使用する場合は「都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例」を遵守する旨を明記

※別途「拡声機の使用について」参照のこと

タイムスケジュール

設営から撤去までの詳細スケジュール 出し物や演目がある場合は、主演者及び出演順

・保健所への手続き関係

飲食物の調理等販売を行う場合は、所定の手続きに関する事項 ※保健所の許可がない場合は調理等販売できないため、事前に保健所へご相談ください。

• 安全管理対策

警備員配置図および巡回スケジュール

警備責任者を含めた緊急時連絡体制

• 行商行為

販売内容および出店者、出店配置図

・ 火気の使用

火気使用の際は、火気取扱責任者とその連絡先

その他

警察署・消防署への届出の有無 近隣住民への周知方法 雨天時の対応策等

(2) 占用申請書類

企画書の内容について区内関係部署への照会を行い、内部確認を行います。 その際、企画書の修正をお願いする場合があります。

イベント開催が了承されたのち、開催 1 ヶ月前までに公園等一時占用申請書 (企画書等添付)を提出してください。

(3) イベントにおける行商行為について

一般団体主催のイベントにおける行商行為(出店等)については、当該イベントが北区の共催あるいは後援名義等使用承認を受けているもの、もしくは商店街(町会・自治会)との共催であるもの以外では行えません。必要に応じて後援や共催がわかる書類(後援名義等使用承認書、商店街(自治会・町会)共催証明書)を添付してください。

(4) 問い合わせ先

北区土木部道路公園課公園係 03-3908-9275

以上